

(参 考)

大学院博士前期課程の修了要件について

【関係規定等抜粋】

◆ 青森公立大学大学院学則

(博士前期課程の修了要件)

- 第21条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、学長が特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の場合において、研究科教授会が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果（以下「研究調査」という。）の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。ただし、この場合における修了所要単位は、34単位以上とする。

◆ 青森公立大学学位規程

(最終試験)

- 第7条 博士前期課程における最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連する科目について、口述又は筆記により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士前期課程においては、研究科教授会は、修得した単位の成績評価の審査をもって、最終試験に代えることができる。
- 3 前項の成績評価の審査による合格者は、必修科目の単位をすべて修得し、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者とする。
- (1) 修士論文を選択した者 成績表示がA又はBである単位数の合計が26単位以上（うち必修科目及び選択必修科目は12単位以上）
- (2) 研究調査を選択した者 成績表示がA又はBである単位数の合計が28単位以上（うち必修科目及び選択必修科目は12単位以上）
- 4 博士後期課程における最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連する事項について、口述により公開で行うものとする。